

人口問題研究

第一卷 第八號

研究

婚姻と出生

中川友長

(一)

以下に述ぶる所のものは、此の状況を大體昭和十年頃の我國に於ける人口動態統計に現はれたる所にとり、此の如き状況の繼續下に於て期待せらるる一婚姻當りの出生兒數を計算したものである。

此の婚姻及び出生に關する一定の状況といふのは、各年齢の女子が如何なる割合で結婚し、其の後如何なる割合で夫と共に生存且つ婚姻を持続するかの状況及び此の夫と共に生存且つ婚姻を持続する期間内の各年齢に於ける女子の出生状況である。此の場合に於て、各年齢の女子が結婚する夫の年齢は一樣ではないから此の變化を考慮に入れるときは、問題の状況は甚だ複雑なものとなる。

本誌前號所載の如く、本年一月二十日現在を以て行はれた出產力調査結果に現はれた年齢四十五歳以上の中の初婚の妻一八、三二〇人が出生せる平均兒數は四・六四となつて居る。但し此の一八、三二〇人の妻は、調査時に於

て其の年齢が四十五歳以上であり、且つ初婚者であるといふ點を等しくする丈けで、其の婚姻年齢及び婚姻後四十五歳に至る婚姻持続期間等迄等しくするものではない。従つて此の平均兒數四・六四なる値に付て少しく深く論する場合には、此の一八、三二〇人の妻の婚姻年齢及び上記の婚姻持続期間が何うなつて居るかを審かにしなければならない。此の點は目下調査中であつて近く判明すると思ふが、今の所は未だ分つて居らない。併しかういふ一婚姻から平均何人の出生があるかといふことは、婚姻及び出生に關して一定の状況が前提されるならば、之を豫め計算することが出来る。

第一表

婚姻後各経過年數迄ニ生ズベキ離婚割合

経過年数	割合	経過年数	割合
一年未満	○・○一二八	三年未満	○・○三五〇
二年	○・○一五二	四年	○・○四一八

第二表

二

婚姻年齢一五歳乃至四九歳ノ妻ノ年齢別分布(總數一萬ニ付)

總數

一〇〇〇〇

三三歳

一一〇

一五歲

二一

九六

九六

一六

三三

八四

八四

一七

三四

七三

七三

一八

三五

六四

六四

一九

三六

五四

五四

二〇

三七

四五

四五

二一

三八

四〇

四〇

二二

三九

四五

四五

二三

四一

四一

四一

二四

四二

四二

四二

二五

四三

四三

四三

二六

四五

四五

四五

二七

四六

四六

四六

二八

四五

四五

四五

二九

四七

四七

四七

三〇

四八

四八

四八

三一

四九

四九

三二

五一

五一

五一

三三

五〇

五〇

五〇

三四

五八

五八

五八

三五

六八

六八

六八

三六

七八

七八

七八

三七

八九

八九

八九

三八

九〇

九〇

九〇

三九

九一

九一

九一

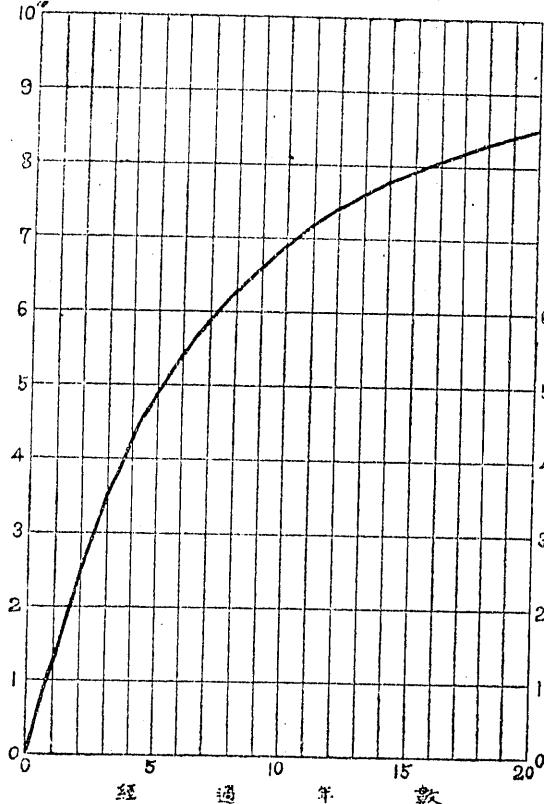
四〇

九二

九二

九二

婚姻後ノ経過年数別離婚割合



二〇年以上は統計資料の關係上其の割合を計算するを得ないが、之は二〇年未満のそれに比し微々たる増加を示すものと思料される。

昭和十年、十一年及十三年三箇年の平均に現はれた所では(昭和十二年は婚姻に付ては特別の年となつて居るので之を除き)妻の婚姻年齢別分布は次の如くになつて居る。

上表のやうな年齢分布で女子の婚姻が行はれるとして、爾後此の婚姻から出生がある爲には、婚姻が繼續して行かねばならぬ、即ち離婚の生じないこと、夫妻共に死亡せぬことが必要である。併し事實に於ては離婚は生じ、死亡も生じ、之に依つて婚姻状態の中絶が生ずる。尤も此の離婚及び死亡共に生ぜず、婚姻の繼續ありとしても妻の年齢が五〇歳を超ゆるに及

べば、出生といふことは考へられない。或る婚姻中妻の年齢が五〇歳を超ゆる迄離婚といふことに觸れずには残存する婚姻數は第一表の數字に依つて、之を推定出来る。尤も第一表の數字は二十年迄の外、與へては居らぬから、二九歳以下の年齢に於ける妻の婚姻に付ては不都合であるが、之は前述の如く、二十年以上の所に於ける割合の増加は微々たるものと考へられるから、一應之を二十年迄の値と同値と見做して計算するも大した誤はないと認められる。

離婚以外の婚姻中絶事情たる夫の死亡、妻の死亡に付ては有配偶者の男女及び年齢別死亡率が必要であり、而して有配偶者の死亡率は然らざる者の死亡率に比し、一般に低いのであるが、之が最近の詳細なる數字は未だ與へられて居らぬので、假に有配偶者無配偶者を一括した第六回生命表の男女年齢別死亡率に依ることとし、而して各年齢の女子が婚姻する夫の年齢は、甚だ多様であるが、其の平均に付て見れば、女子は自己の年齢より四歳以上の男子と結婚するの事實に依り、一律に婚姻年齢 x 歳の女子の夫の年齢は $x+4$ 歳であると考へ、且つ婚姻年齢 x 歳の女子の婚姻状態が爾後 n 年繼續すべき割合は、 x 歳の女子が $x+4$ 歳迄生存すべき率と $x+4$ 歳の男子が $x+4+4=8$ 歳迄生存すべき率とを掛け合はした積に更に第一表に於ける $x+1$ 年未満の率を一より減じた値を乗じた値であると考へれば、一五歳乃至四九歳で結婚した各年齢の女子の中、爾後婚姻状態を繼續し、出生の可能性を持つものの婚姻後各經過年毎の數として次表に掲ぐる値を得る。但し次表に於ては各年齢に於ける女子の婚姻總數を等しく一〇萬と置いてある。

妻の婚姻年齢及び婚姻後經過年數別婚姻殘存割合

數年過後姻婚

上表に依れば、例へば二十四歳で結婚せる女子の内七割六分が爾後二十年

婚姻状態を持續することとなつて居る。上表の各婚姻年齢毎の割合を前掲

第二表に於ける當該年齢の女子の婚姻數に乘すれば、各年齢に於ける女子

婚姻者の婚姻持続の経過を示す數を得る。例へば第二表に於ける二十四歳女

子の婚姻數八九五に第三表の婚姻年齢二十四歳の所に於ける婚姻後経過年數

別割合を順次乗じて行けば、次に掲ぐる残存數を得る。

婚姻後ノ経過年數	女子ノ年齢	殘存數
一年	二五歲	八六八
二	二六	八四三
三	二七	八二一
四	二八	八〇二
五	二九	七八四
六	三〇	七六八
七	三一	七五二
八	三二	七三七
九	三三	七〇九
十	三四	六九六
十一	三五	六八二
十二	三六	六六九
十三	三七	六五五
十四	三八	六四二
十五	三九	六二八
十六	四〇	六一五
十七	四一	五六一
十八	四二	五八八

上記の如き残存數を一五歳乃至四九歳の各年齢に付て計算すれば次表の
数字を得る。

二〇	四四	五七三
二一	四五	五五九
二二	四六	五四五
二三	四七	五三〇
二四	四八	五一四
二五	四九	四九八
二六	四九	四九八
二七	四九	四九八
二八	四九	四九八
二九	四九	四九八
三〇	四九	四九八
三一	四九	四九八
三二	四九	四九八
三三	四九	四九八
三四	四九	四九八
三五	四九	四九八
三六	四九	四九八
三七	四九	四九八
三八	四九	四九八
三九	四九	四九八
四〇	四九	四九八
四一	四九	四九八
四二	四九	四九八
四三	四九	四九八
四四	四九	四九八

第四表

妻の婚姻年齢及び婚姻経過年數別婚姻残存數（昭和十年、十一年及十三年平均婚姻年齢分布に依る）

數年過後婚姻

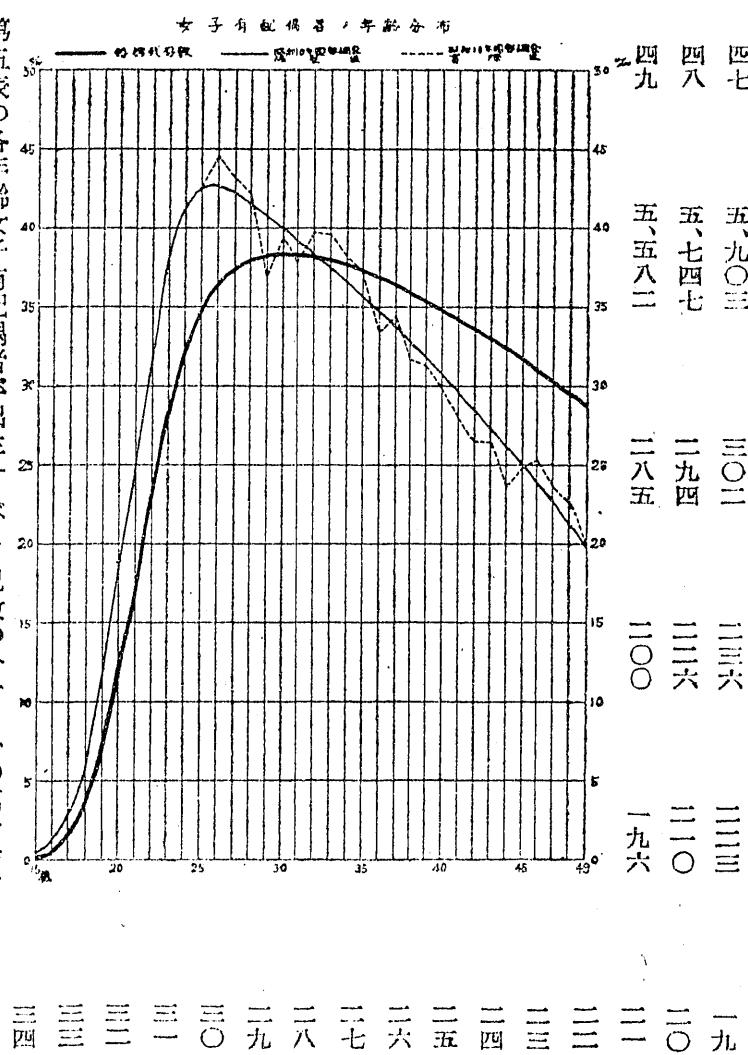
年歲	四九
三三	一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇
三四	一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇
三五	一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇
三六	一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇
三七	一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇
三八	一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇
三九	一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇
四〇	一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇
四一	一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇
四二	一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇
四三	一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇
四四	一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇
四五	一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇
四六	一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇
四七	一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇
四八	一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇
四九	一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇

上表に付て同年齢者の數字、例へば婚姻年齢二十歳に於ける婚姻後經過年數三年のものと婚姻年齡二歳に於ける婚姻後經過年數二年のものとは同年齢である。此の如き同年齢者の數字を各年齢毎に加算して纏め上げれば、第五表の數字を得るが、此の表が示して居る年齢別婚姻残存數の合計の分布は、毎年の出生數が一定で、年齢別婚姻の状態は第一表、離婚及び夫又は妻の死亡状況は上述の通りとする場合に結極現はるべき女子有配偶者の年齢分布に外ならない。其處で試みに之を昭和十年の國勢調査結果による女子有配偶者の年齢分布に比較してみると、第五表及び之を圖示せるものに見る如く、三歳頃以前に於て其の數多く、之に反して三三歳頃以後に於て多數となつて居る。之は大正九年頃迄出生數は年々増加の傾向にあつたことから當然豫期せられる所である。出生率は若い有配偶者に高いから總出生率に對しては此の昭和十年國勢調査に於けるが如き有配偶者の分布が有利であることは勿論であつて、試みに此の二つの分布に付て總出生率即ち一五歳乃至四九歳の有配偶女子總數に對する其の一年間に於ける出生數割合を計算比較してみると一方は他方に比し約一一%の方有利である。

第五表

年齢別女子有配偶者數

年齢 総數 一五歳	實數 一九五、七六八	比例 一	昭和十年國勢調査ニ ヨル女子有配偶者數									
			同上補整値									
一六	八八	一	三一	三〇								
一七	二八四	一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一八	六五九	三四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四
一九	一、三一〇	六七	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八



一九	○・一九二六八
三五	○・一九六九六
三六	○・一八一九五
三七	○・一六九一六
三八	○・一五九八〇
三九	○・一三四四八
四〇	○・一五九二六
四一	○・一九〇六六
四二	○・一〇〇五六
四三	○・一〇〇七二五六
四四	○・〇五一六九
四五	○・〇三四一九
四五	○・〇一九九一
四六	○・〇一五九
四七	○・〇〇〇六九八
四八	○・〇〇〇五〇七
四九	○・〇〇〇四一三

第五表の各年齢女子有配偶者が出生すべき児数の合計を一〇萬で除せば、求むる一婚姻當り出生児數が得られる。而して年齢別女子有配偶者の

出生率としては次に掲ぐる値がある。之は人口問題研究所編「人口統計要覽」(昭和十五年三月)第二〇表所載の數字であつて、昭和十二年の統計に基き計算されたものである。

第六 表

年齢別女子有配偶者の出生率

年齢	出生率
一五歳	○・一七五八六
一六	○・二二一八一
一七歲	○・二二一八三
一八	○・二六八六二

上掲第六表の出生率を用ひて第四表の女子有配偶者より出生すべき児数を求むるに三五、五一三即ち一婚姻當り出生數三・五五を得る。此の三・五五なる値は、上述の出産力調査結果に現はれた四・六四なる値に比し非常に少ないが、之は前者が全婚姻者に付て計算せる値であるのに對し、後者は年齢四五歳以上迄残存せる婚姻者のみに付て計算せられた値であることを考ふれば當然の結果であると思はれる。依つて本場合に於て四九歳迄残存せる婚姻者のみを取り出して計算してみると一婚姻當り出生児数四・一五と

なり、四・六四に比し依然少數であるが、其の差は約〇・五の程度で三・五五に比較すれば非常に接近した値となるのである。此の四九歳迄残存せる有配偶女子の平均婚姻年齢は一四・五五歳であるから平均妊娠可能期間(正確には夫婦關係持続平均期間)は二五・四五年である。出産力調査結果に於ける上記一八・三二〇名の平均婚姻年齢及び平均妊娠可能期間の集計を俟つて、之を上記の其の該當値と比較することは興味のある所である。

(1) 雜平均婚姻年齢は此の場合に於て二三・九六歳となつて四九歳迄残存の場合と大差はないが、其の總平均妊娠可能期間は一九・三五年である、此の値は第四表の數字から生命表に於ける平均餘命の計算の如くにして計算出来る。

上述の如く本計算に於ける四九歳迄残存せる有配偶女子に付て與へらるる一婚姻當り出生兒數は、出產力調査結果に於ける同値に比し〇・五低い。此の差は出產力調査に於て調査された一八・三二〇名は、明かに本計算に於て其の女子年齢別出生率を用ひた昭和十二年當時よりもより高い女子年齢別出生率を持つた時期に於て婚姻狀態にあつたのであるから、其の一婚姻當り出生兒數が本計算に於けるものよりも多いことは當然と考へられる。

此の一八・三二〇名の有配偶女子が妊娠可能狀態にあつた期間を正確に示すことは、其の平均婚姻年齢及び現在の平均年齢が未だ與へられて居らぬから出来ないが、目下判明せる最も古い——と言つてもさう古いものではないが、大正十四年に於ける有配偶女子の年齢別出生率を、試みに本計算に於て、昭和十二年のそれに換へて、四九歳迄残存せる有配偶女子の婚姻に適用してみると、一婚姻當り出生兒數四・五三を得、四・六四に對し其の差〇・一一といふ接近した値となるのである。尙上記大正十四年に於ける有配偶女子の年齢別出生率は、人口問題研究所編「人口統計要覽」(昭和十五年三

月)二五頁に掲載されて居るが、之には若干の誤記があるので、之を訂正して、比較の便宜の爲、前に掲げた昭和十二年に於ける其の値と共に表示すれば次の如くである。

年齢	大正十四年		昭和十二年 和十二年ノ減少百分率
	一五歳	一六歳	
一七	○・二三四一八	○・一七五八六	二四・九
一八	○・二五七九五	○・二一一八一	一七・九
一九	○・三三三四九	○・二六八六二	三二・七
二〇	○・三五一九八	○・二九二六八	一七・〇
二一	○・三五七二五	○・三三二〇三	一六・八
二二	○・三五八〇一	○・三三四三〇	七・一
二三	○・三五四一四	○・三三三七七	六・六
二四	○・三三六〇〇	○・三三七六五	三・三
二五	○・三三七二八	○・三一四三四	二・五
二六	○・三三六二三	○・三〇三八二	〇・九
二七	○・三〇八〇四	○・二九九八〇	〇・八
二八	○・三〇八〇四	○・二八六五四	二・七
二九	○・二九七一三	○・二八九五二	六・四
三〇	○・二九八〇四	○・二九九八〇	三・六
三一	○・二九八〇四	○・二六九五二	四・七
三二	○・二九九〇〇	○・二六八九四	九・八
三三	○・二五七〇〇	○・二四三八四	五・九
三四	○・二五七七	○・二四四六二	一一・九
三五	○・二八二三四	○・二六八九四	五・六
三六	○・二七〇四七	○・二四三八四	一二・三
	○・二五九九〇	○・二四四六二	一四・〇
	○・二五七〇〇	○・二三六四〇	二三・九
	○・二三九二五	○・二〇九七四	一四・〇
	○・二三九一四	○・一九六九六	二三・九
	○・二〇八九八	○・一八一九五	

三七	○・一九三四九	○・一六九一六	一二・六
三八	○・一八〇五一	○・一五九八〇	一一・五
三九	○・一六二二七	○・一三四四八	一七・一
四〇	○・一三八六四	○・一一九二六	一四・〇
四一	○・一一五六	○・一〇〇六六	九・八
四二	○・〇八七〇五	○・〇七二五六	一六・六
四三	○・〇六二一〇	○・〇五二六九	一六・八
四四	○・〇四〇七〇	○・〇三四一九	一六・〇
四五	○・〇一五二七	○・〇一九九一	二二・二
四六	○・〇一五〇九	○・〇一一五九	二三・二
四七	○・〇〇九六一	○・〇〇六九八	二七・四
四八	○・〇〇七〇九	○・〇〇五〇七	二八・五
四九	○・〇〇四六九	○・〇〇四一三	一一・九
平均	○・二二七四二	○・二〇一三四	七・四

一婚姻當り出生兒數を動かす要因として、婚姻者の年齢分布の状態のあることは言ふを要しないであらう。此の婚姻者の年齢分布状態中女子の場

合に付て、本計算に於て用ひたもの、即ち昭和十年、十一年及び十三年の

平均分布状態を試みに大正九年のそれに比較してみると、一五歳乃至二一

歳の各歳に於ては例外なく、大正九年に本計算のものより多數の婚姻者の

あることになつて居る。此の大正九年の場合に於けるが如き若い年齢の婚

姻者数が多いことは、婚姻の平均繼續期間を長からしむる傾向を持つと共に

に、若い年齢に於ける出生率は比較的高いのであるから、他の事情が大體

同じであるとすれば、當然一婚姻當り出生兒數は増加するのである。大正

九年に於ける如き婚姻年齢分布に第三表の婚姻殘存率を適用すれば、其の

平均婚姻繼續期間一九・五八年を得、昭和十年、十一年及び十三年の平均

婚姻年齢分布に依る場合に比し〇・二三年長く、又昭和十二年の有配偶女子年齢別出生率に依る其の一婚姻當り出生兒數は三・六六となり、〇・一一の増加を示すのである。依つて試みに女子婚姻者の年齢分布は大正九年の状態に依り、有配偶女子の年齢別出生率は大正十四年の率に依り、第三表に依つて四九歳迄残存せる婚姻の一婚姻當り出生兒數を計算するに四・六八を得、出産力調査結果に依る四・六四なる値より大となるのである。

扱て、死亡の状態は昭和十年頃に於て、其の以前に比し改善せられ來たつて居るのであるから、本計算に於ける四九歳迄残存せる婚姻の一婚姻當り出生兒數が四・一五となつて、出産力調査結果の値より年齢を上位にとれるにも拘はらず約〇・五〇低値となることに付ては、年齢別出生率が低下せること、婚姻者の年齢分布が出生といふ見地から不利なものとなつたことが其の主要の原因であること、以上述べたる所より明かであらう。

(四)

婚姻者の年齢分布が出生と重要な關係を有することは上述の如くである

が、尙此の關係を明かならしむる爲、次の如き計算を行つてみた。即ち女子初婚者は總べて二五歳迄に結婚し、女子再婚者の年齢も之に應じて低下するとするならば、一婚姻當り出生兒數は現状態に比し幾何の多數を示すことになるかの計算である。但し婚姻殘存の状況は第四表に従ふとする。

此の計算を行ふ爲に、先づ昭和十三年の婚姻統計に現はれた年齢別女子初婚者總數四九七、〇六一を其の内婚姻年齢二五歳以下なる者三七四、七一九の年齢分布に依つて按分したるものをして、女子初婚者の年齢は最高二五歳なる場合に現はるべき年齢分布とする。此の分布は次の通りである。

年齢

女子初婚者數

年齢

女子初婚者數

年齢

女子再婚者數

年齢

女子再婚者數

年齢

一五歳

一、三三四

二二歳

七五、七五五

三七

六三八

五四

一九六

一八五

一六

四、六二九

二三

八一、九七六

三八

五六五

五四

一七一

一七

一三、一八〇

二三

七六、一六一

三九

五六一

五六

一七一

一八

二五、八四三

三四

六二、五八七

四〇

五七五

五七

一五五

一九

四一、〇一五

二五

四八、五七一

四一

四五三

五八

一六〇

二〇

六六、一三三

四三七

四七五

二三一

一九九

五四

一九六

此の年齢分布に於ける平均年齢は二一・六一九歳で、昭和十三年に於ける女子初婚者の平均婚姻年齢二四・四一四歳の八八・五%に當る。昭和十三年に於ける女子再婚者の總數四一、四一七(七〇歳以上を除く)の平均婚姻年齢は三六・〇六七歳となつて居るから、此の八八・五%に當る三二歳を以て、上記女子初婚者の年齢低下に應する女子再婚者の年齢低下と考へ、昭和十三年の女子再婚者の年齢分布を其の平均年齢を三二歳とするものに修正する。此の修正に依つて得る女子再婚者の年齢分布は次の如くである。

年齢

女子再婚者數

年齢

女子再婚者數

年齢

女子再婚者數

年齢

女子再婚者數

一五歳

一

二六歳

二、六二〇

五四

六三八

五四

一九六

一六

二

二七

二、七七三

五四

六二九

五四

一九六

一七

三六

三一

二、七五

五四

六一九

五四

一九六

一八

一〇

三〇

二九

五四

六一九

五四

一九六

一九

一〇

三一

二、七四九

五四

六一九

五四

一九六

二一〇

二一〇

三一

二、七四七

五四

六一九

五四

一九六

くである。

年齢

年齢

年齢

年齢

年齢

此の女子再婚者分布中年齢四九歳迄の分を前記女子初婚者分布と各年齢毎に合計したものを其の總數を一萬とする比例數に直して示せば次の如くである。

一五歳

一

二六歳

二、六九六

五四

六一九

五四

一九六

一六

二

二七

二、七七三

五四

六一九

五四

一九六

一七

三六

三一

二、七五

五四

六一九

五四

一九六

一八

一〇

三〇

二九

五四

六一九

五四

一九六

一九

一〇

三一

二、七四七

五四

六一九

五四

一九六

二一〇

二一〇

三一

二、七三〇

五四

六一九

五四

一九六

二一〇

二一〇

三一

二、七二八

五四

六一九

五四

一九六

二一〇

二一〇

三一

二、七一七

五四

六一九

五四

一九六

二一〇

二一〇

三一

二、七〇四

五四

六一九

五四

一九六

二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三四五 三六 三七 三八 三九 三五 一二 計 一〇,〇〇〇

三九 五一 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 六 六 六 八 八 八 八

五〇

五一

四五

四八

四三

四一

四二

四三

四四

四五

(五)

以上を要約すれば次の如くである。

(イ)昭和十年頃の人口動態の状況下に於ては、一婚姻當り出生兒數は三・五五で、其の平均婚姻繼續年數は一九・三五年である。

(ロ)右の場合妻が四九歳迄残存せる婚姻に付て、其の一婚姻當り出生兒數を求むれば、四・一五となる。

(ハ)(イ)に於ける女子婚姻者の婚姻年齢分布を大正九年當時のものに置換へ、他は同様とする場合に於ける妻が四九歳迄残存する婚姻の一婚姻當り出生兒數は三・九一である。

上表の女子婚姻者の年齢分布に前掲第四表及び第六表の數値を適用して、其の一婚姻當り出生兒數を求むるに三・九一となり、又其の平均婚姻持續年數は二〇・四〇年となつて、前記昭和十年、十一年及び十三年平均の女子婚姻者の年齢分布による場合に比し、兒數に於て〇・三六の増加(一〇%増)、持続年數に於て一・〇五年の増加(五%増)を示すのである。尙四九歳迄残存せる婚姻者の一婚姻當り出生兒數は此の場合に於て四・六七となり、昭和十年、十一年及び十三年平均の女子婚姻者の年齢分布による場合に比し〇・五一の増加(一三%増)を示すのである。之に依れば女子婚姻者の年齢分布を此の如き迄變化せしむれば、其の年齢別出生率を改善せずとも、現状に於ける四九歳迄残存せる婚姻者の一婚姻當り出生兒數を出產力調査結果の四・六四以上のものとなすことを得るを得るのである。

(ホ)(イ)に於ける女子婚姻者の婚姻年齢分布を大正九年當時のものに置換へ、更に其の女子年齢別出生率を大正十四年當時のものに置換へ、其他は同様とする場合に於ける妻が四九歳迄残存する婚姻の一婚姻當り出生兒數は四・五三である。

(ホ)(イ)に於ける女子婚姻者の婚姻年齢分布を大正九年當時のものに置換へ、更に其の女子年齢別出生率を大正十四年當時のものに置換へ、其他は同様とする場合に於ける妻が四九歳迄残存する婚姻の一婚姻當り出生兒數は四・六八である。

(ヘ)女子初婚姻者の最高婚姻年齢は二五歳、女子再婚者の婚姻年齢は之に應じて低下するも、他の事情は(イ)の場合と同様とする場合に期待せらるべき一婚姻當り出生兒數は三・九一、妻が四九歳迄残存する婚姻の一婚姻當り出生兒數は四・六七である。